

平成十九年七月十日受領
答弁第四七一号

内閣衆質一六六第四七一号

平成十九年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本の在外公館に配置されていた美術品の廃棄に関する再質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日本の在外公館に配置されていた美術品の廃棄に関する再質問に対する答
弁書

一について

お尋ねについては、改めて書類の精査が必要であり、整理及び調査の作業が膨大となることから、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の規定に従い、また、平成十六年八月及び平成十八年六月の衆議院議院運営委員会理事会における質問主意書制度に関する合意等を踏まえ、すべてについてお答えすることは困難である。